

公開セミナー 子どもの貧困に対する政策を考える
第Ⅲセッション 子どもの貧困に抗う実践プログラム

子どもの貧困と ソーシャルワーク

立教大学コミュニティ福祉学部
湯澤直美

本報告の目的

- ✳ 日本においては、「子どもの貧困」の緩和／解決に焦点化した政策的関心は薄く、それに伴い貧困に晒されている子ども・子育て家庭への実践プログラムも未成熟である。
- ✳ 「待ったなしの子どもの現在」に対し、実践プログラムを構築することは急務の政策課題といえる。
- ✳ 本報告では、「ソーシャルワーク」という枠組みから、日本における既存の実践を「子どもの貧困」との関係で再検討するとともに、行政やNPOによる実践の広がりを紹介し、今後の展望を考察する。

本報告の構成（１）

- ★ 1 貧困とソーシャルワークという課題設定
 - ① ソーシャルワークと貧困
 - ② 日本の現況
- ★ 2 支援体系を捉える枠組み
 - ① 貧困に晒されている子どもをソーシャルワークの視点から捉える際の検討の枠組み
 - ② 貧困に対応するステージ
 - ③ 子どもの貧困解決に携わる社会資源／地域環境
- ★ 3 子どものライフステージからみた貧困問題への対応
 - ① 乳幼児期：早期発見・早期予防の観点から
 - ② 義務教育期：
 - ③ 義務教育終了後・若者期：

本報告の構成（2）

- ✿ 4 新しい実践の動向をどうみるか
- ✿ 5 福祉実践・教育実践と
子どもの主体化

ソーシャルワークの国際的定義

- ★ ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の变革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。
- ★ ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

（国際社会福祉学校連盟・国際ソーシャルワーカー連盟、2001）

ソーシャルワークの価値

- * ソーシャルワークは、人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、**すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していること**を認めて、これを尊重することに基盤を置いている。
- * ソーシャルワーク実践は、1世紀余り前のその起源以来、人間のニーズを充足し、人間の潜在能力を開発することに焦点を置いてきた。人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える。
- * ソーシャルワーク専門職は、**不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する。**

<http://www.jassw.jp/international/pdf/100826.pdf> (2012年1月4日)

貧困とソーシャルワーク

- ★ ソーシャルワークが本来的に果たしてきた役割としての「貧困への挑戦／緩和」
- ★ 2008年4月：国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会にて、「貧困緩和とソーシャルワーカーの役割に関する国際的方針草案」を起草

「貧困緩和とソーシャルワーカーの役割に関する国際的方針草案」

- ◆ 「ソーシャルワーカーは、歴史的に、貧民とともに、また貧民を代弁して活動する重要な専門職であった。国際ソーシャルワーク実践は、**地域レベルでの貧困緩和活動**に寄与することができる」
- ◆ 「IFSWは、**貧しい人々が経済的、そして政治上の、そして社会的な前進を組織化して促進する権利を再確認**する。それは、社会の不平等を促進する状況や政策に挑戦することによってである」

日本の現況①： ソーシャルワークにおける貧困への視座

- ✳ 日本：「貧困の緩和／貧困の連鎖の解消」に焦点化した実践は希薄／未成熟
- ✳ 海外の取組み例：→埋橋報告参照
- ✳ 近年の生活保護行政の変化（日本）
 - 自立支援プログラム策定事業の導入（2005年度～）
 - 自立概念の再検討と基礎自治体への普及（その評価には要注意）
 - 経済的自立／日常生活自立／社会生活自立
 - +
 - 被保護者の社会的居場所づくり支援事業
 - これらの動向のなかで、ようやく子どもに焦点を当てた取組みの登場：高校進学支援プログラム
 - 子どもの貧困対策支援の充実
 - （「貧困の連鎖」の防止）平成24年度予算案

日本の現況②： しかし、不十分な実態の可視化【一例】

＜生活保護世帯に関する政府統計＞

生活保護をめぐる現状②（世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移）

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前（平成11年度）

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	703,072	315,933	58,435	278,520	50,184
（構成割合(%)）	(100)	(44.9)	(8.3)	(39.6)	(7.1)
世帯保護率(%)	15.7	43.6	131.0	8.8	

◆現在（平成21年度）

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1,270,588	563,061	99,592	435,956	171,978
（構成割合(%)）	(100)	(44.3)	(7.8)	(34.3)	(13.5)
世帯保護率(%)	26.5	58.5	132.4	16.2	

3倍強の増加

子どもはどのタイプにいるか？
把握不能

資料出所：福祉行政報告例
国民生活基礎調査 8

日本の現況③： 不十分な実態の可視化【一例】

(N=483, 単位:世帯)

開始時の世帯類型	計	子どもなし	子どもあり	18歳未満の	18歳未満と18	18歳以上の
				子のみ	歳以上	子のみ
計	483	291	192	160	6	26
高齢者世帯	64	64	0	0	0	0
母子世帯	123	0	123	123	0	0
障害者世帯	16	16	0	0	0	0
傷病者世帯	202	162	40	21	3	16
その他世帯	78	49	29	16	3	10

注)「子ども」とは世帯主あるいは世帯員との続柄であり、「祖母と孫から成る世帯」1世帯の孫は18歳未満であるが「子どもなし」に分類している。

A自治体：2005年度廃止世帯483世帯の内訳

子どものいる世帯：総数に対して66%（18歳未満で34.4%）

母子世帯のうち100%

傷病者世帯のうち24.7%＝約4世帯に1世帯

その他世帯のうち59.2%＝約6割

出典「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」（湯澤・藤原：2009）

日本の現況④： 不十分な実態の可視化【一例】

- ✳ 政府統計・自治体統計などから「みえない」貧困・低所得世帯と子ども
- 生活保護基準以下の有子世帯数
- 貧困・低所得の有子世帯の社会階層
例：保護者の学歴階層：児童虐待・DV被害者統計×
社会的養護にある世帯 ×
- 生活保護基準以下の非保護・有子世帯の現況
- 高校中退理由：シングルアンサーのため経済的理由は低くなる
- 学校給食費未納問題：保護者本人ではなく学校側の判断で回答

等々

ソーシャルワークを「子ども×貧困」の視座から構築する必要性①

「人間の普遍的な価値である人権は、子どもの権利から始まる」
「子どもの貧困は、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定（国連）」

子どもは、尊厳ある、独立した人格
子どもは、生まれながらに人間として尊重されるべき権利がある

子どもは、基本的人権の権利主体である

「児童の権利に関する条約」に文章化された「子どもの人権」

子ども固有の権利

大人と同様の権利

虐待・放任な
どからの保護

子どもの権利

生きる
権利

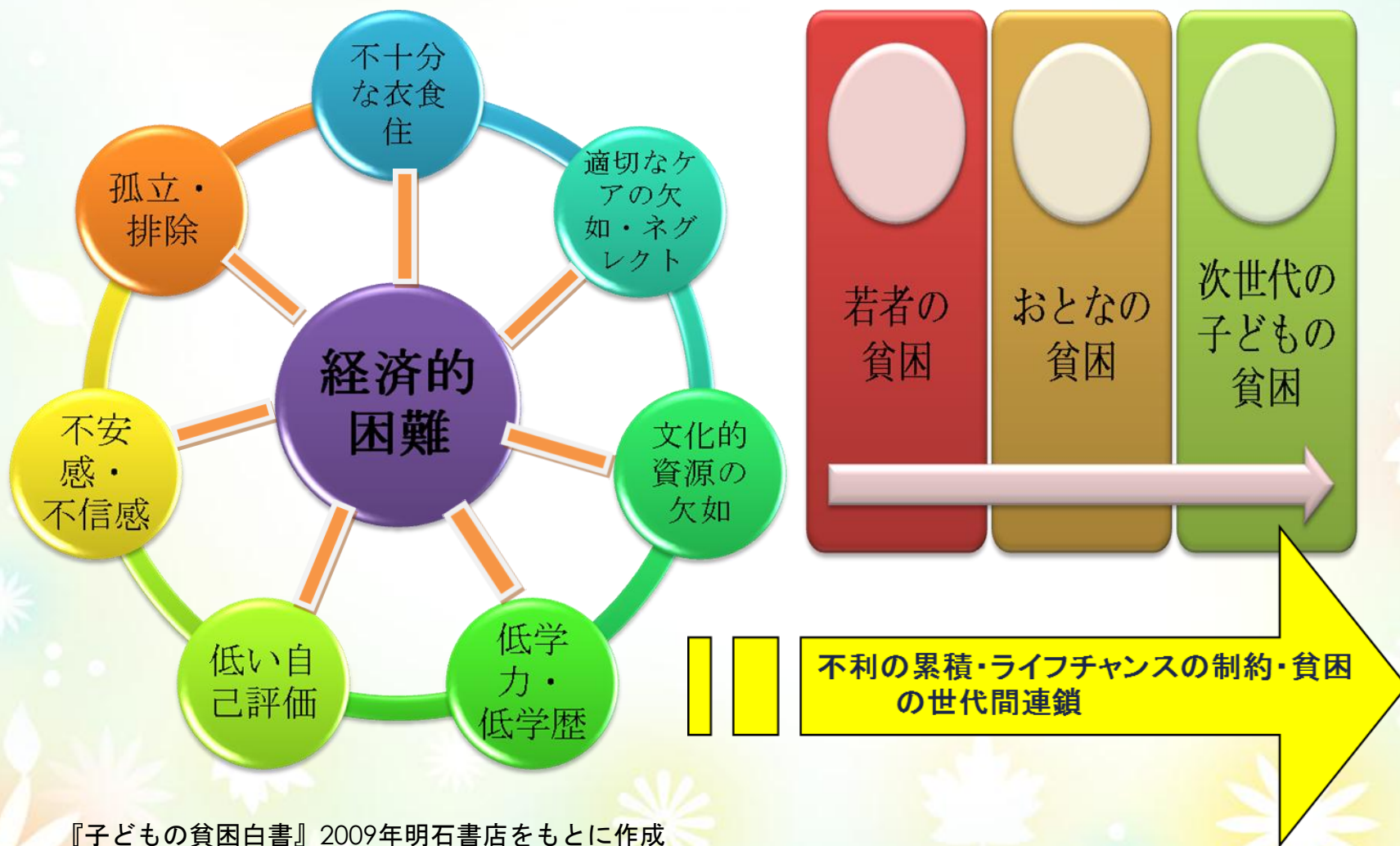
育つ
権利

参加する
権利

守られる
権利

健やかな育ちのため、将来に備えて、保障されることが必要

ソーシャルワークを「子ども×貧困」の視座から構築する必要性①
子どもの貧困の態様「不利の雪だるま＝社会的不利」



検討の枠組み

社会的包摂に向けて

貧困家庭とその子どもが包摂される地域づくり

①子どもの貧困への対応のステージ

いつ、いかなる方法で対応するのか

②子どもへのアプローチの局面

子どもの成長・発達の多面性
認知・情緒・社会性・健康 etc

安定した生活基盤と家庭生活

⑥ソーシャルアクション

市民社会の意識
社会資源の創出
反貧困政策の推進

貧困に晒される子ども

③活用可能な社会資源とアクター

保健・医療・教育・福祉・心理・
雇用・住宅...etc
→フォーマル/インフォーマル
各機関の多様な専門職と
構成員

⑤ネットワーク形成

子どもへの切れ目のない支援の構築

④支援方法

ソーシャルワーク・カウンセリング
学校運営・保育所運営
社会的養護・居場所づくりetc

子どもの貧困への対応のステージ

ステージ①予防

- 発生そのものの予防
- 深刻化の予防

+

ステージ②早期発見

- 通報
 - アウトリーチ
 - 見守り
- ※子どもの生活圏での
「発見力」

+

ステージ③介入・支援

- アセスメント・プランニング
- ↓
- モニタリング
- ※アドボカシー



貧困の連鎖の防止

子どもの安心・安全網

地域子育て支援センター
保育所・幼稚園

学校

市町村保健センター
病院

学童保育・児童館・
青少年関係施設・
ファミリーサポートセンター

児童相談所・
児童家庭支援センター

福祉事務所・
家庭児童相談室

社会的養護関係施設

基礎自治体所管課／相談窓口／要保護児童対策協議会等

保育・
教育機関

子どもを包摂する地域社会

関係
諸機関

地域の商店会

自治会・町内会

NPO 市民団体

子どもの安心・安全網

保育士・教諭

スクールソーシャルワーカー・
教師・養護教諭・
学校事務職員

医療ソーシャルワーカー・
医師・看護師・保健師

児童厚生員

児童福祉司・臨床心理士

ケースワーカー・相談員
子ども支援員

ファミリーソーシャルワーカー・
保育士・児童指導員

児童委員・主任児童委員 / 社会福祉士 / コミュニティワーカー 等々

子どもを包摂する地域社会

地域の商店会

自治会・町内会

NPO 市民団体

子どものライフステージに対応した子ども・子育て家庭支援策

ライフステージ別主要事業一覧表
(子育て支援・保育サービス・教育)

分野	担当課	ライフステージ			
		3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校
子育て支援	福祉課 児童課	子ども手当			
		保育所保育料の軽減			
		ひとり親家庭への相談活動、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金			
	センター 子育て支援	家庭児童相談室		学童保育所保育料の軽減 ※1	
		地域子育て支援拠点事業			
		子育てマップ、子育て情報誌			
		ファミリーサポートセンター			
		つどいの広場			
	学校 教育課			スクールカウンセラー相談	
				適応指導教室	
				教育相談事業	
	学務課		幼稚園保育料の軽減		
				就学援助の給付	
				高等学校奨学金	
	保育サービス	児童福祉課	乳児保育		
通常保育					
延長保育					
一時保育					
ショートステイ					
休日保育					
病児・病後児保育					
教育	センター 子育て支援	児童健全育成活動自主サークルへの支援			
		子育て学習活動			
	学校 教育課			学童保育所	
		幼稚園教育			
			情報モラル教育		

※1 学童保育所保育料の軽減の対象は小学1～3年生までとなっています。

ライフステージ別主要事業一覧表
(障害児支援・母子保健・医療・食育)

分野	担当課	ライフステージ			
		3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校
障害児 支援	児童福祉課	療育相談 ※2			
		心身障害児生活訓練指導			
		特別児童扶養手当			
		特別支援教育 ※3			
母子保健・ 医療	健康増進課	乳児保健相談			
		1歳6か月健診	3歳児健診		
		子どものこころの相談			
		養育支援家庭訪問			
		ひだまりサロン			
		おかあさんの育児教室			
		乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）			
		母と子の遊びの教室（きらりんくらぶ）			
		妊婦健康診査費助成			
		こんにちは赤ちゃん訪問			
食育	健康増進課	一次救急医療・二次救急医療			
		もぐもぐの会			
		とんとん・コトコトの会			

※2 療育相談は健康増進課、高年・障害福祉課も担当。

※3 特別支援教育は学校教育課も担当。

【その他の事業】

- 少年相談（青少年補導センター）
- 乳幼児等医療費の助成、母子家庭等医療費の助成、障害者医療費の助成（国保医療課）
- 体育館スポーツ教室（スポーツ振興課（施設利用振興財団））
- 子ども会活動への助成
- 交通安全教室（まちづくり管理課）

妊娠・出産期／乳幼児期

- ＊産まれる前からの発見・支援
母子保健における取組み
妊娠SOSホットライン
- ＊新生児期／乳幼児期の重要性
各種健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業
- ※保育所におけるソーシャルワーク機能
保育士業務としての「保護者支援」
保育士養成課程における「家庭支援
論」「相談援助」の設置

義務教育期

- ✿ 学校空間と生き辛さを抱える子ども
「学校」という場を通じた「発見」
- ✿ 「見えやすい不利」と「見えにくい不利」
→ 「見えにくい不利」の防止
 - ・ 自尊感情・自己肯定感
 - ・ 人への基本的信頼感（峯本）

情緒的愛着障害と試し行動

義務教育期

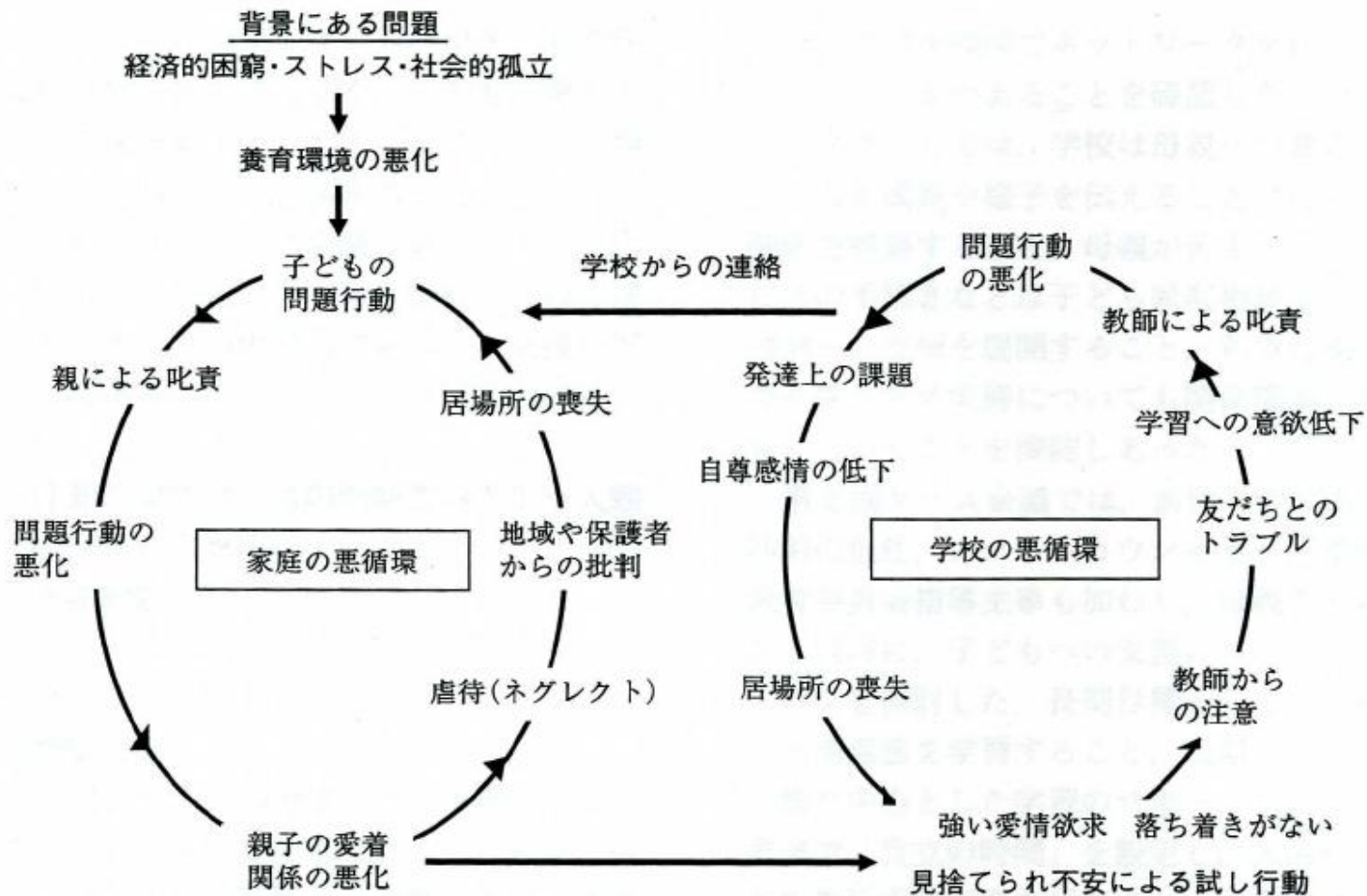


図 1 貧困問題を背景とした子どもの問題悪化のメカニズム (学校と家庭の悪循環の相互作用)

出典「子どもの貧困とスクールソーシャルワーク」(大塚:2011)

学校における多様なアクター

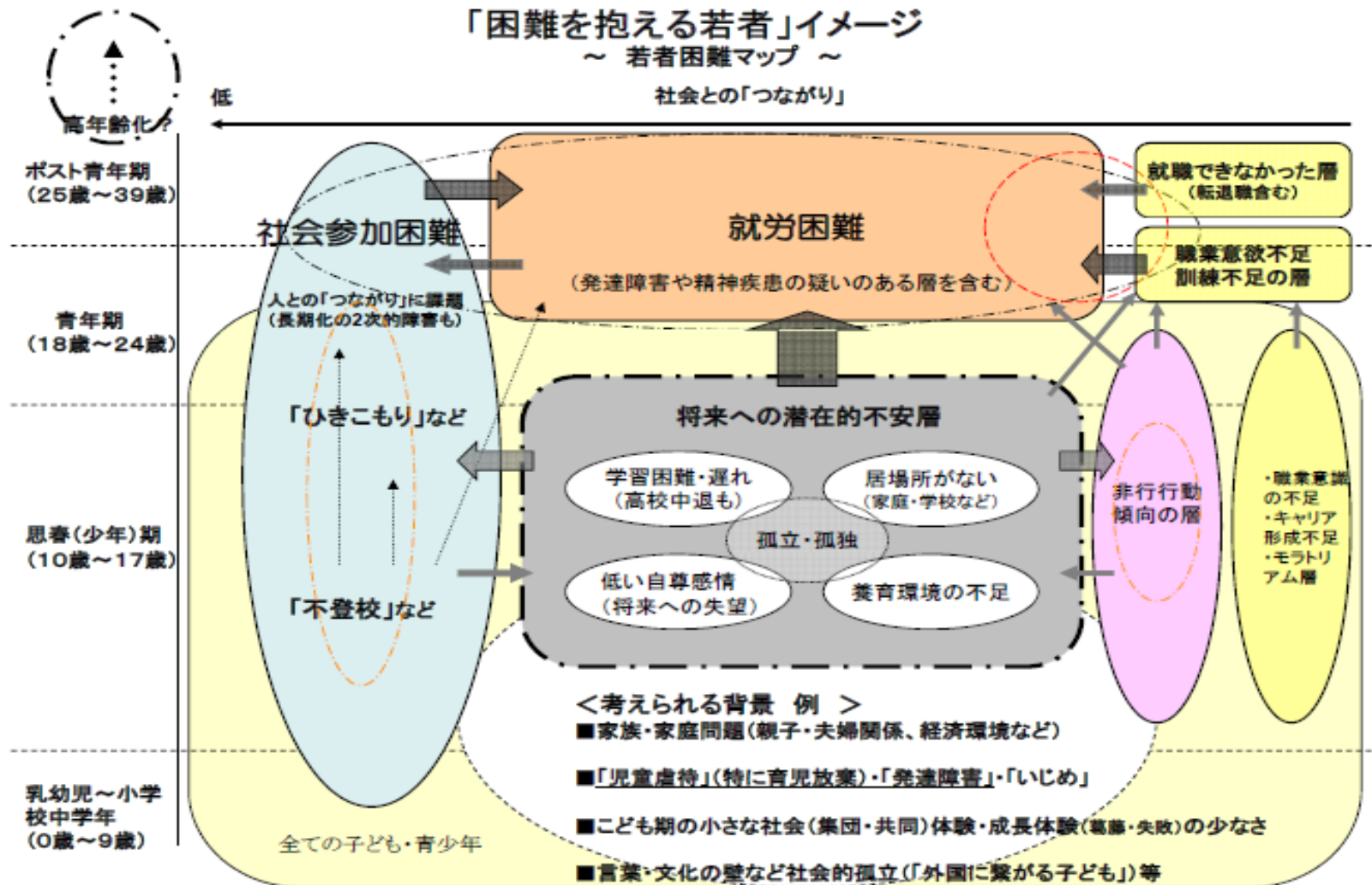
＊ 教師／養護教諭

＊ スクールソーシャルワーカー

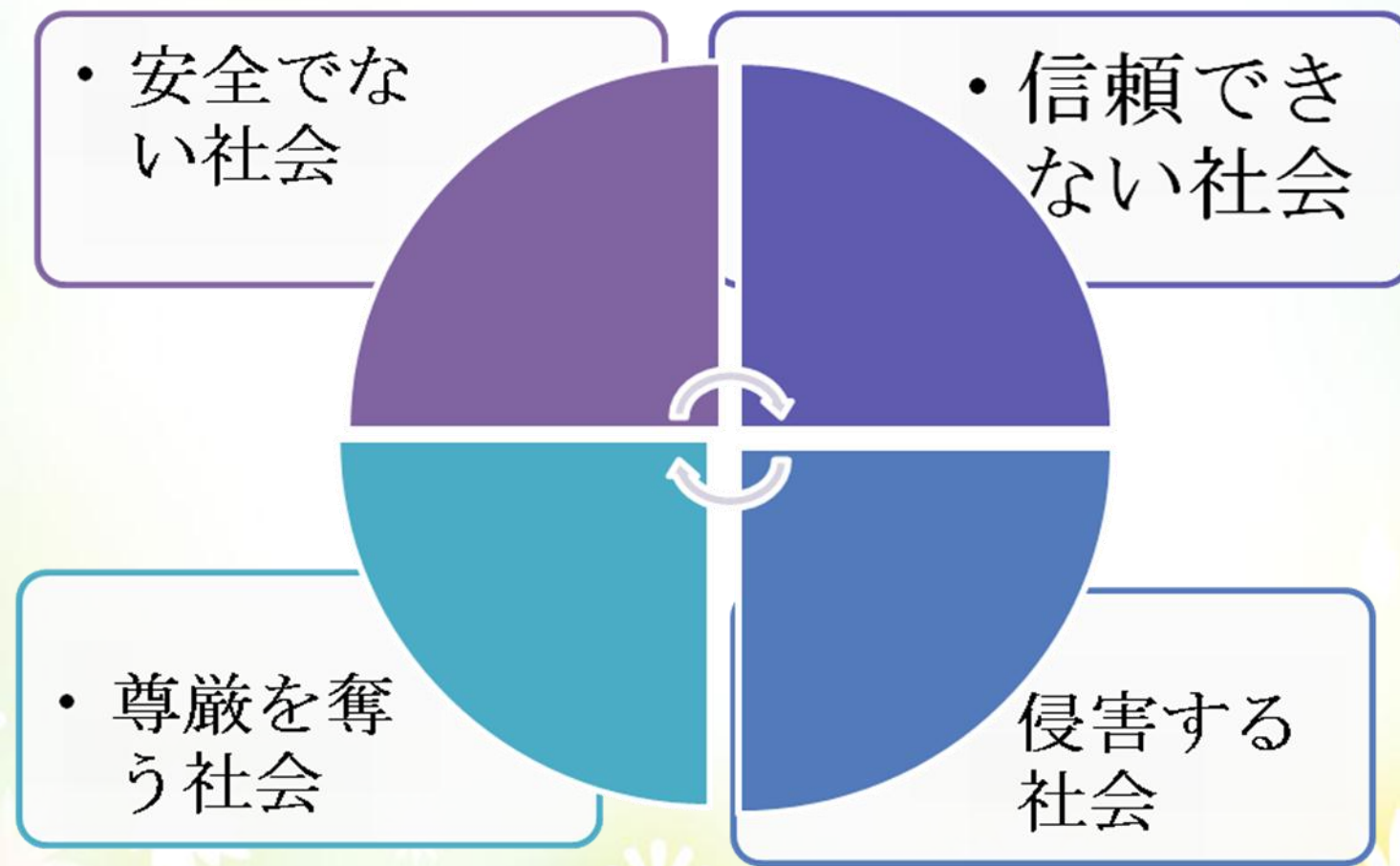
／カウンセラー

＊ 学校事務職員

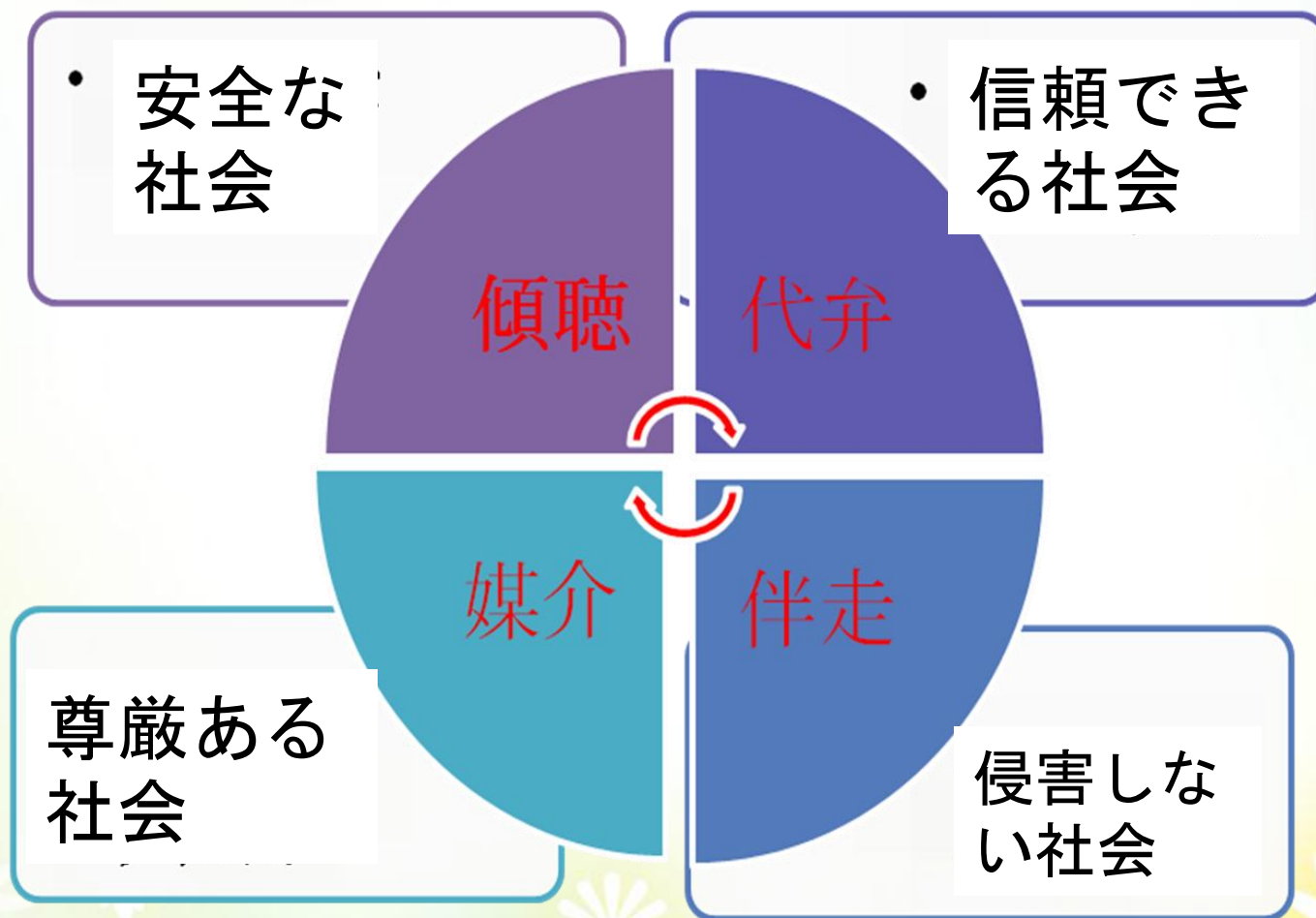
若者期：社会への移行期



貧困に晒される子どもと社会



ソーシャルワークの機能

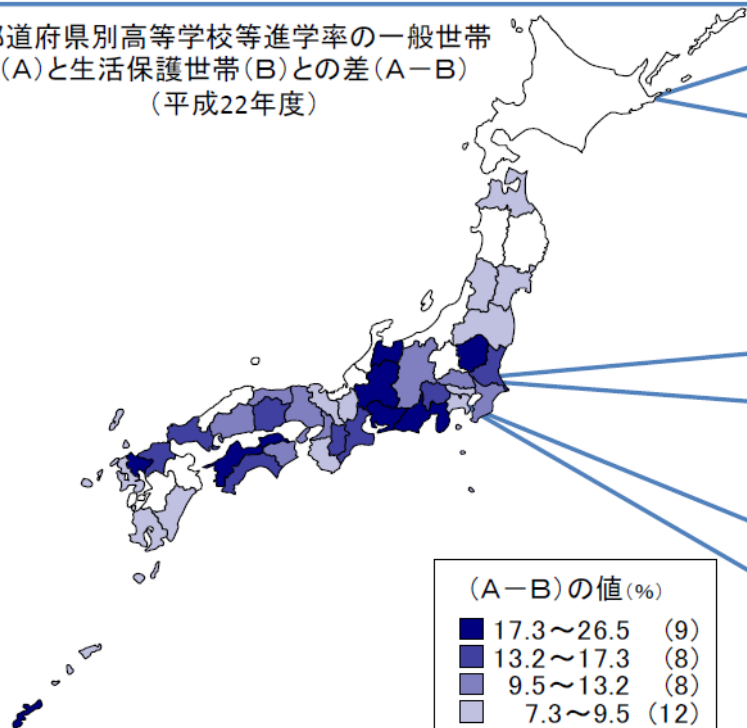


新しい実践の動向をどうみるか

生活保護受給世帯の子どもの貧困解消に向けた各自治体の新たな取組

- 高校進学率(22年度時点)について、一般世帯が98%であるのに対し、生活保護世帯は約88%と10ポイント近く差があり、自治体によってはさらに差が開いているところもある。
- 子どもの貧困連鎖解消に積極的に取り組む自治体もあり、こうした取組を全国的に普及させ、一般世帯並の高校進学率を目指す。

都道府県別高等学校等進学率の一般世帯(A)と生活保護世帯(B)との差(A-B)
(平成22年度)



注1: 指定都市・中核市は都道府県に含む
注2: 「高等学校等」には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校が含まれる
資料: 平成22年度学校基本調査(文部科学省)・平成22年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ

◆釧路市における取組事例

NPO 法人と連携した新しい公共による取組

- 中学3年生の子どもを持つ親に対して、子供の高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高めるとともに、高校入学までの学習支援を行い、子どもの社会的自立を促す。

◆埼玉県における取組事例

～生活保護受給者チャレンジ支援事業～

教育支援員による支援

- 困難を抱えた親の養育相談に応じるとともに、高校進学に向けた進路相談に応じたり、地域の学習教室で個別に学習支援を行う。

◆横浜市における取組事例

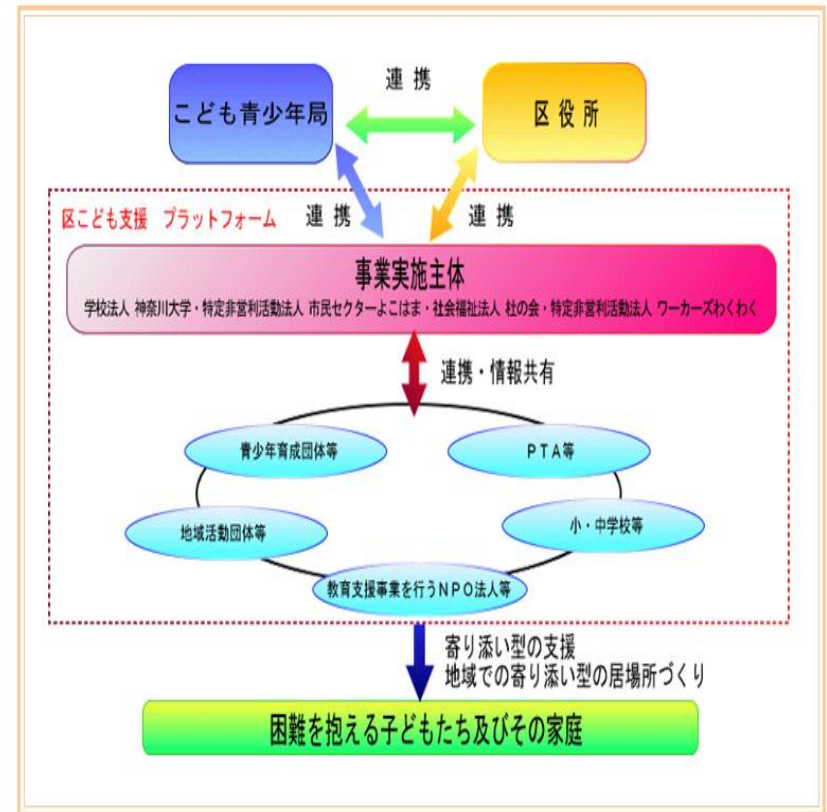
NPO 法人と連携した新しい公共による取組

- 横浜市保土ヶ谷区内において、NPO法人に委託して、生活保護受給世帯の中学3年生を対象とした「はばたき教室」を開設。高校受験のための学習支援を実施

困難を抱える青少年に対する進路選択支援事業 ～ 小・中学生を中心とした生活・学習支援モデル

* 社会から孤立し、日々の生活や将来について不安や心配を抱えている子どもたちが、大きな課題と抱えている。貧困、虐待、児童虐待、ネグレクト、不登校や中退など、今の子どもの抱えている課題は多様で複雑になっています。そこで、本市では、様々な生活体験や学習の機会が十分に与えられず、進路選択に困難を抱えている小・中学生に対する生活・学習支援を実施することとしました。
 (横浜市HPより)

モデル事業の展開のイメージ



あなたの力で
寂しい夜を過ごす子どもにほっとする一夜を

子どもの貧困対策事業
～生活困窮・養育困難家庭へのトワイライトステイ事業～



* NPO法人山科醍醐こどものひろば

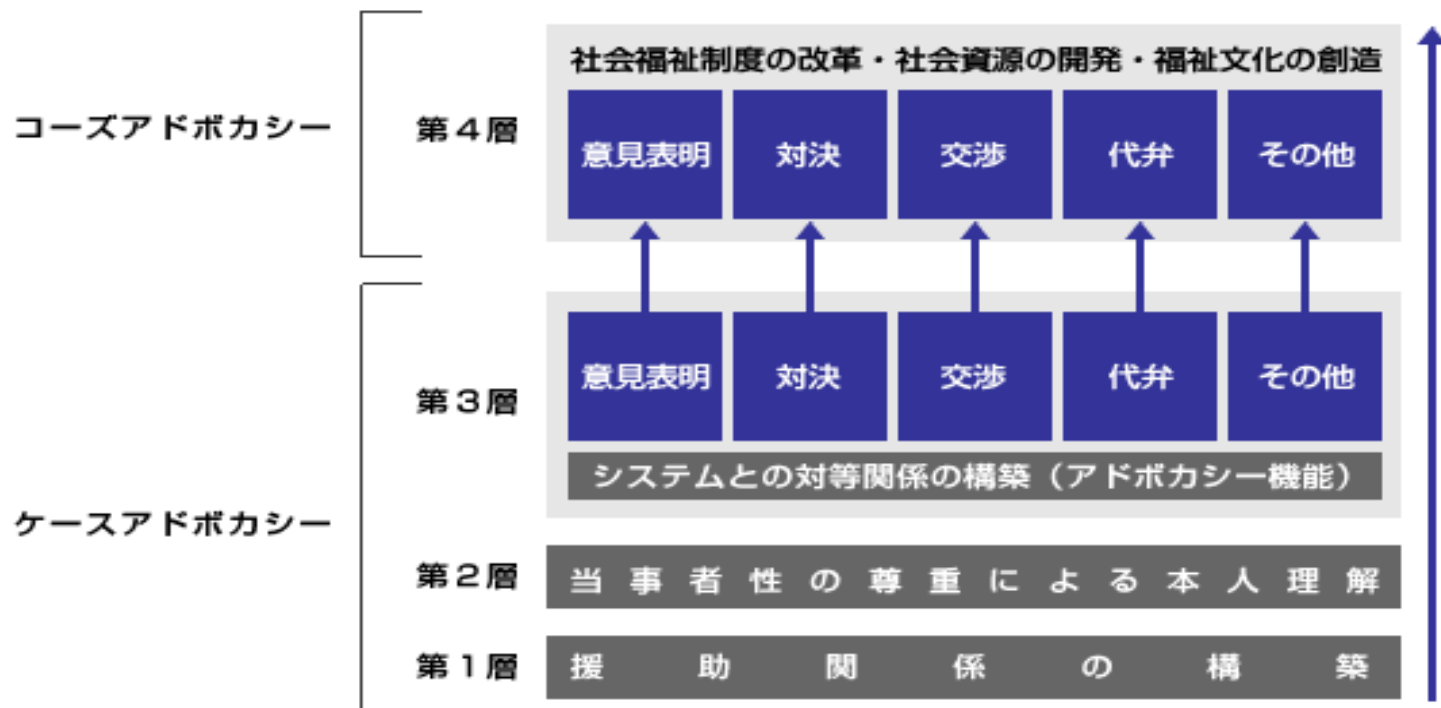
- * すべての子どもたちが、安心して生活できるように、地域社会をともに育むことを目指しています。また、物共時に地域を共有し、子どもたちと一緒に行きたいことを、親子で話し合いたいと思います。

* 事業の目的

- * 子どもの貧困の典型的な家庭（養育困難、避難、避子など）に、さな家庭を減らす。子どもが、育震し、生活者で、ただ学ばず、習いごと、典型的な生活を送る。子どもが、育震し、生活者で、ただ学ばず、習いごと、典型的な生活を送る。子どもが、育震し、生活者で、ただ学ばず、習いごと、典型的な生活を送る。

ソーシャルワーク実践とアドボカシー

図1: ソーシャルワークにおけるアドボカシーの4層構造



出典: 岩間伸之「ソーシャルワークにおける『アドボカシー』の再検討」山縣文治編
『《別冊発達25》社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉』第25号, 2001年, p.36.

<http://www.life.osaka-cu.ac.jp/report/rep03.html> (2012年1月4日)

★ 貧困の連鎖／再生産

→ 「一世代ごとの緩和」という
切れ目のない支援

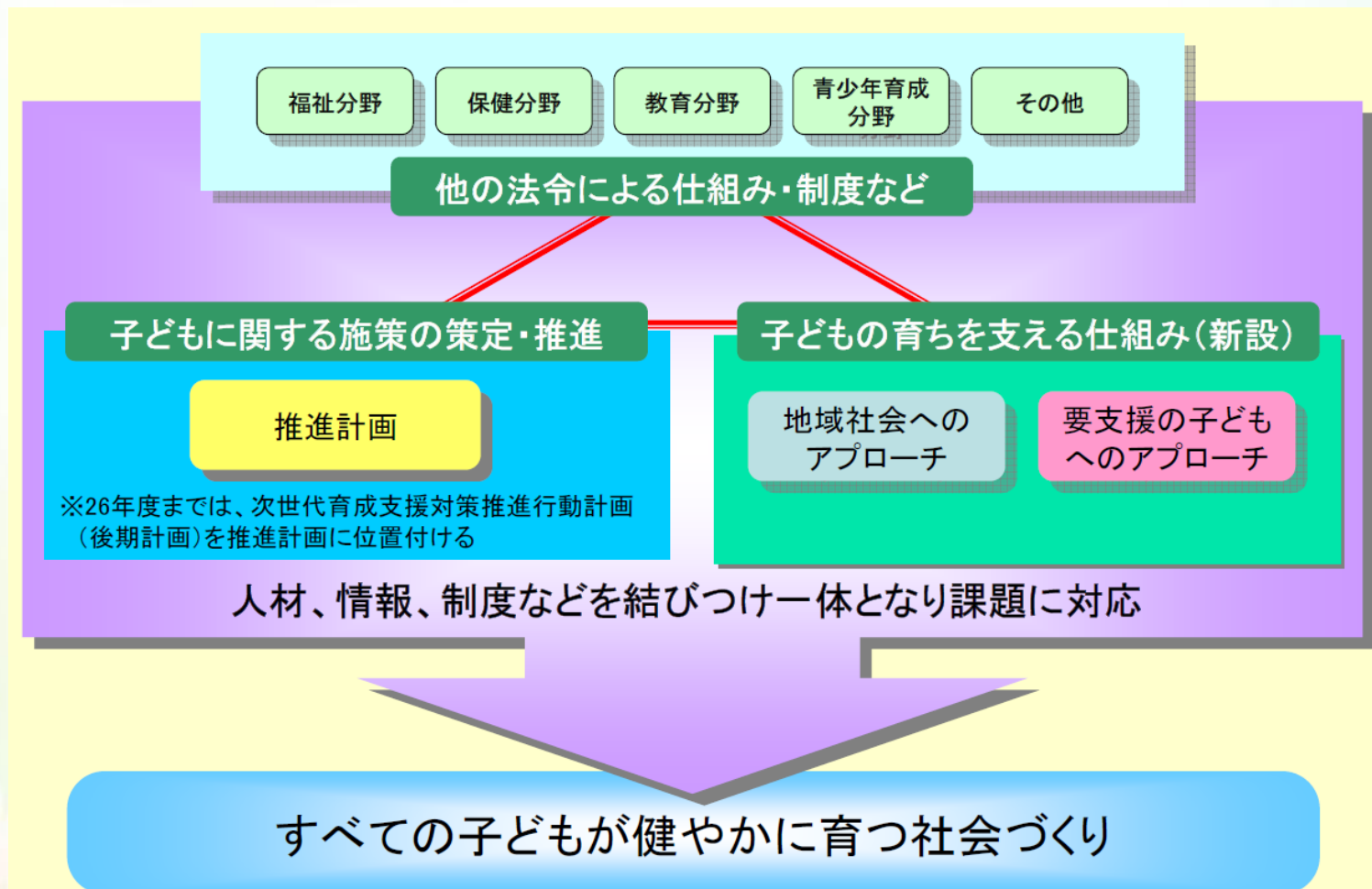
★ 親／保護者支援とは

→ 「二重の意味での児童福祉」
※保護者のエンパワーメント
※学歴取得への支援

福祉実践・教育実践と 子どもの主体化

- ★ 「みようとしなければ
みえないものをみる力」
棲み分けられている社会×子ども社会
- 生のリアリティをいかに醸成できるか
- 常識を問い、自分の立ち位置を相対化し、
共生/協働の道筋を見出す力
「自由」という名の「不自由」
- 「反貧困学習」

次世代育成支援対策推進行動計画に 「子どもの貧困解決」の視点を



貧困に晒される子どもたちの声を 聴くということ

- ★ かつて、炭鉱労働者は炭鉱へ入るとき、籠にカナリアを入れて連れて行った。中で、有毒ガスが発生していれば、それを察知して、カナリアが騒ぐからである。
- ★ 私たちは、厳しい生活背景の生徒たちの声をカナリアの声として聞くべきだと考えた。そして、それは「西成」の問題としてではなく、日本社会全体の異変として気づき始めた。
(西成高校・肥下彰男氏・講演記録より)

文献・資料

- * 宮嶋淳「国際ソーシャルワークの動向とわが国の課題－IFSWブラジル大会の議論を踏まえて」
中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要第10号,2009,101－111
- * 社会保障制度審議会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」2004
- * 湯澤直美・藤原千沙「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」社会福祉学 Vol.50-1(No89),2009
- * OECD編著,星・首藤・大和・一見訳『OECD保育白書－人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育をケア（ECEC）の国際比較』
- * 大塚美和子「子どもの貧困とスクールソーシャルワーカー－子どもと家庭への新しい支援システムの必要性」『ソーシャルワーク学会誌』第21号,2011,15-25
- * 峯本耕治「学校教育から見る子どもの貧困」『子ども虐待と貧困』明石書店,2010
- * 福山清蔵・尾崎新編『生のリアリティと福祉教育』誠信書房,2009
- * 子どもの貧困編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店,2009